

事務連絡

令和8年3月26日

福祉バス利用団体 各位

上山市社会福祉協議会

事務局長 鏡 洋志

( 公 印 省 略 )

## 福祉バス利用について（通知）

標記のことについて、上山市福祉バス運営要綱に基づき運行いたしますので、内容や行程、運行時間など十分検討、精査のうえ申請するようお願いいたします。

### 記

- 1 福祉バスは、原則として午前9時から午後4時30分（時間厳守）までとし、**県内に限る**こととします。
- 2 研修を目的とし、**観光地を巡る行程とならないよう運行計画を立ててください。**
- 3 車内での飲食及び施設での飲酒（試飲を含む。）は認めていません。
- 4 福祉バスの乗車人数  
福祉バスを利用できる人数については**最少12人から最大22人（運転手を除く）**とします。  
※最大乗車人数は22人となりますが、内2席については車椅子席であり、健常者の方による車椅子席への乗車はできません。
- 5 参加者のマスク着用を推奨します。
- 6 出発地から研修施設、昼食会場等の到着時刻等の**時間経過を把握**してください。
- 7 目的地（施設等）の**駐車する場所は事前に確保**しておくようお願いします。
- 8 目的地（施設等）までの**案内誘導は申請者側（利用団体）で行う**とともに、狭隘道路や駐車等の後退時には可能な範囲で車両誘導に努めてください。
- 9 福祉バス使用後の車内清掃は社会福祉協議会で実施します。
- 10 福祉バスについてはETCが搭載されています。高速道路を利用する運行計画の際は利用団体においてETCカードを準備いただき活用ください。

<連絡先>

上山市社会福祉協議会事務局

担当：横戸・木村

電話番号：695-5095